

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日（火）第 706 号の 23



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第249号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 1 条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項ただし書，第 7 条 第 1 項ただし書，第 8 条 第 3 項，第 8 条の 2 第 2 項，第 9 条 第 2 項，第 26 条 第 2 項，第 28 条 及び 別 記 第 3 号 様 式 注 2 中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第 19 条 中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 3 条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項，第 16 条 及び 別 記 第 1 号 様 式 注 3 中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（自動車税に関する経過措置）
- 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱，第 2 条の規定による改正後の鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱及び第 3 条の規定による改正後の鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の規定中自動車税に関する部分は，令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については，なお従前の例による。
（旧様式の使用）
- この要綱の施行の際現に改正前の要綱に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。